

広島県告示第四百四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十九年七月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十九年七月二十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社太平

呉市中央六丁目一二番三―二〇一号

代表取締役 迫平 貴史

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二五）第三四六九四号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注一） 「解体工事業に関する営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

（注二） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施

行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者

である建設工事以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十九年八月七日から平成二十九年八月九日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、広島市中区幟町のビル解体工事の下請業者であり、主に足場の設置工事等を行うものであるが、平成二十七年八月二十四日に同工事現場において、六階建てのビルの屋上を作業床として使用するに当たり、屋上に開口部があり、墜落のおそれがあるにもかかわらず、囲い、覆い等の墜落防止措置を講じなかった結果、労働者一名が屋上で足場材の運搬作業中に、当該開口部から地上に墜落し、死亡する事故を発生させた。

このことにより、同社は、広島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金二十万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、同裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により罰金五十万円の略式命令を受け、平成二十九年四月十四日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。